

令和6年度 校務運営規程

江田島立中町小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第44条の規定に基づき、本校の校務運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。また、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

第4条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌握する。

第5条 教諭は、児童の教育をつかさどる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 保健主事は校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項を司り当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

5 研究主任は、校長の監督を受け、校内研修の立案、その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

6 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育の実施について校内での会議及び研修の企画及び運営、関係機関及び関係学校との連絡及び調整、保護者からの相談に対する受付業務等の役割を担う。

第6条 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

第7条 事務職員は、事務に従事する。

第8条 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。

第2章 企画委員会

(設置、目的)

第9条 校務を円滑かつ適正に運営するため、企画委員会を置く。

2 企画委員会は、校長が招集し、主宰する。

(構成員)

第10条 企画委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、及び研究主任並びに校長が必要とする職員をもって構成する。

(協議事項)

第11条 企画委員会は、次の事項について協議する。

- 一 緊急を要する事項
- 二 学校ビジョン・教育目標に関する事項
- 三 職員会議で取り上げる事項
- 四 学校行事に関する事項
- 五 施設・設備に関する事項
- 六 学校徴収金等に関する事項
- 七 その他校長が必要と認める事項

第3章 職員会議

(設置、目的)

第12条 校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。
- 3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

(構成員)

第13条 職員会議は、常勤の職員（必要に応じて非常勤を含む）をもって構成する。

(運営)

第14条 職員会議で取り上げる事項については、校務運営会議で協議し、校長が決定する。

- 2 職員会議で取り上げる事項に関する資料については、事前に教頭に提出する。

(司会、記録者)

第15条 職員会議に、司会及び記録者を置く。

- 2 司会は、会議の進行等を行う。
- 3 司会の任免は、校長が行う。
- 4 記録者の任免は、校長が行う。
- 5 記録者は、会議録に第16条に規定する事項を記載する。

(会議録)

第16条 会議録に、次の事項を記載する。

- 一 会議実施の年月日、時刻
 - 二 会議で取り上げた事項及びその内容
 - 三 連絡及び確認事項
 - 四 その他必要事項及び記録者名
- 2 会議録は、校長が確認し、教頭が保管する。

第4章 校務分掌・校務運営組織

(部の設置)

第17条 校務を円滑に運営するため、次の部を置く。

- 一 教務部、生活部、総務部
- 2 各部に、部長、副部長及び部員を置く。
- 3 各部の校務分掌分担は、別に定める。
- 4 校務運営組織図は、別に定める。

(主任、主事)

第18条 校務を円滑に運営するため、教務主任、保健主事、生徒指導主事、学年主任、研究主任、教科主任、道徳教育推進教師、特別支援教育コーディネーター、食育推進リーダー、及びキャリア教育担当者を置く。

- 2 前項に規定する主任・主事の命免は、校長が行う。
- 3 第17条に規定する部のうち、次の部長は、省令主任等をもって充てる。
 - 一 教務部長 教務主任
 - 二 生活部長 保健主事
- 4 主任・主事は、校長の監督を受けて、当該部に係る教育計画・教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(学級担任、教科担任)

第19条 学級担任・教科担任の命免は、校長が行う。

第5章 委員会等

(設置)

第20条 校務及び各部を円滑に運営するため、次の委員会等を置く。

- 一 学校運営協議会
 - 二 体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口
 - 三 不祥事防止委員会
 - 四 特別支援教育委員会（兼：特別支援学級教科書選定会議）
 - 五 研究推進委員会
 - 六 生徒指導委員会（校内委員会）
 - 七 いじめ防止委員会
 - 八 学校保健委員会（兼：衛生推進委員会）
 - 九 教材選定会議
 - 十 食物アレルギー対応委員会
- 2 校長は、必要に応じて、前項の会議及び委員会を招集することができる。

(学校運営協議会)

「江田島市学校運営協議会規則」第3条により、学校運営協議会を置く。

「学校運営協議会」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「学校運営協議会」を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、江田島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画や、保護者、地域住民等による学校運営への支援・協力を促進し、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、地域とともにある学校づくりに取り組むことを目的とする。

(委嘱)

第3条 学校運営協議会委員は、江田島市学校運営協議会規則に基づき、校長が推薦し、江田島市教育委員会が委嘱又は任命する。

(意見の申出)

第4条 協議会は、設置校の学校運営に関することについて、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口)

児童に対する体罰並びに教職員及び児童を対象としたセクシュアル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために、「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

「体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 担当者は、男性職員及び女性職員で構成することとし、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

- (1) 教職員及び児童から、暴力、体罰及びセクシャル・ハラスメント等に係る相談を受け付ける。
- (2) 相談を受けた者は、速やかに校長へ報告するとともに、他への守秘を厳守する。
- (3) 校長は、相談の報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、江田島市教育委員会への報告等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該相談窓口の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(研究推進委員会)

児童の現状を分析し、学力の向上を図るために研究推進委員会を設置する。

「研究推進委員会」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「研究推進委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 構成員は、校長、教頭、教務主任、研究主任とする。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

(1) 児童の実態把握や現状分析をし、研究の具体的な取組・方策の検討を行い推進する。

(2) 教職員の校内研修を計画・立案し、実施する。

第4条 この要項に定めるもののほか、研究推進委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日要項一部改正

令和2年4月1日要項一部改正

令和3年4月1日要項一部改正

(生徒指導委員会)

生徒指導の推進について、審議・調査し、もって校内や校外生徒指導の充実を図るために生徒指導委員会を設置する。

「生徒指導（校内）委員会」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「生徒指導委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭とする。

2 必要に応じて、関係者を臨時に招集することができる。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

(1) 児童が示す生徒指導上の問題に対する実態把握や対応策を協議する。

(2) その他、生徒指導上の諸問題の解決のために、校長が必要と認めた事項を協議する。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、生徒指導の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(特別支援教育委員会 (兼：特別支援学級教科書選定会議))

LD、ADHD、高機能自閉症を含む障害のある児童に適切な指導や支援を行うとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を実施するために特別支援教育委員会を設置する。

「特別支援教育委員会 (兼：特別支援学級教科書選定会議)」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「特別支援教育委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 構成員は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭特別支援学級担任とする。

2 必要に応じて、関係者を臨時に招集することができる。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

- (1) 発達障害を含む障害のある児童の実態把握や支援方法・支援体制の検討を行う。
- (2) 外部専門家との連携を図り、校内研修や啓発活動の計画・推進を行う。
- (3) 特別支援学級児童の教科書・教材について選定協議をする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、特別支援教育委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(不祥事防止委員会)

広島県教育委員会の不祥事根絶対策専門家会議の提言を受け、江田島市立中町小学校の教職員の不祥事防止の徹底を図るために不祥事防止委員会を設置する。

「不祥事防止委員会」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 構成員は、校長、教頭、教務主任、保健主事とする。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

- (1) 教職員の不祥事防止に係る研修計画を立案し実施する。
- (2) 不祥事防止のため、情報交換や教職員間のコミュニケーションを積極的に図る。
- (3) 校長は、報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、江田島市教育委員会への報告等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、不祥事防止委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(学校保健委員会)

学校保健安全法に基づいて、学校における保健管理及び安全管理に関する必要な事項を定め、児童及び職員の健康の保持増進を図るために学校保健委員会を設置する。

「学校保健委員会（兼：衛生推進委員会）」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「学校保健委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 構成員は、学校医・学校歯科医・薬剤師・PTA 役員・校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭とする。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

(1) 本校児童の健康と安全に関する諸問題の対応策について協議する。

(2) 健康教育（保健教育、安全教育、食育）実施に対する評価・改善を行う。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、学校保健委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(いじめ防止委員会)

いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめ防止等について組織的・積極的に取り組むために、いじめ防止委員会を設置する。

「いじめ防止委員会」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「いじめ防止委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事とする。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

(1) いじめの早期発見・早期解決めざす。

(2) 落ち着いて生活できる人づくり・環境づくりをめざす。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、いじめ防止委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(食物アレルギー対応委員会)

学校における食物アレルギーの事故防止の徹底を図るために食物アレルギー対応委員会を設置する。

「食物アレルギー対応委員会」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章 第20条に基づき、「食物アレルギー対応委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 構成員は、校長・教頭・教務主任・保健主事、体育主任、養護教諭とする。

(業務内容)

第3条 担当者は次の業務を遂行する。

- (1) 食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する。
- (2) 食物アレルギー対応に関する課題等について検討を行う。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、食物アレルギー対応委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

第6章 雑則

(実施細則)

第21条

この規程の実施に関して必要な細則は、校長が別に定める。

(改正)

第22条

この規程の改正は、必要に応じて、校長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

平成22年1月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年9月5日一部改正

平成27年3月23日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正